

○設計図書を電磁的記録に替える措置をとる場合における藤枝市建設工事請負契約の特則約款

制定 平成16年8月26日 告示80

(趣旨)

第1条 この特則約款は、藤枝市建設工事請負契約約款（平成5年藤枝市告示第26号）第1条第1項に規定する設計書及び図面の一部又は全部をシー・ディー・アールにより調製する当該設計書及び図面の内容が電磁的に記録されたファイルに替える措置（第3条において「電磁的措置」という。）を講ずる場合に適用する。

(読み替え)

第2条 藤枝市建設工事請負契約約款第1条第1項中「別冊の仕様書、設計書及び図面（現場説明書及び現場説明に対する質問回答書を含む。以下これらの仕様書、設計書及び図面を「設計図書」という。）」を「別冊の仕様書並びに設計書及び図面（現場説明書及び現場説明に対する質問回答書を含む。）又は設計書及び図面の一部又は全部に替わる電磁的記録（以下これらの書面又は電磁的記録を「設計図書」と総称する。）」と読み替えるものとする。

(電磁的措置の撤回)

第3条 発注者は、請負者から書面により、電磁的措置の撤回の申し出があった場合には、それを拒むことができない。

2 前項の規定により電磁的記録措置を撤回した場合には、請負者は再度当該措置を申し出ることはできない。

附 則

この告示は、公示の日から施行し、平成16年9月1日以後に入札の公告若しくは入札の執行の通知をした入札又は見積合わせの執行の通知をした見積合わせから適用する。